

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第4号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に準じて、会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事業の実施方針を別紙のとおり定めたので、公表する。

令和2年6月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照平

1	公表するもの	
	①	実施方針書
	②	要求水準書【設計・建設工事編】（案）
	③	要求水準書【運營業務編】（案）
2	実施方針等に関する質問、提案及び意見	
	①	質問等の方法 「②提出様式」に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、「④送付先」へ送付する。 なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問、提案及び意見は受け付けない。
	②	提出様式 様式1「実施方針等に関する質問、提案及び意見」
	③	受付期間 令和2年6月1日（月）～6月15日（月）午後5時まで
	④	送付先 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター I メールアドレス : kankyo@aizu-kouiki.jp II 電話番号 : 0242-27-9004
	⑤	質問等に対する回答 令和2年7月1日までに、組合ホームページにおいて公表する。